

(その1)

# 収支報告書 (令和 3 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

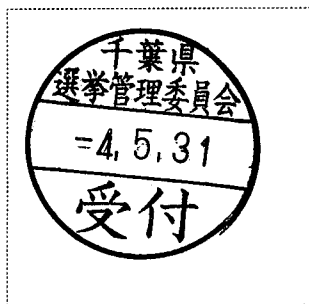
活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

- (ふりがな) (りっけんみんしゅとうちばけんだいごくそうしゅ)
- 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第5区総支部
  - 主たる事務所の所在地 千葉県浦安市今川4-2-2-1
  - 代表者の氏名 長浜 博行
  - 会計責任者の氏名 赤松 孝一

問合せ先  
(担当者) 矢崎 堅太郎  
(電話) 047-720-0929

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>長浜 博行</u>
公職の種類 <u>参議院議員</u> ( <input checked="" type="checkbox"/> 現職 ・ 候補者等 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

1194600  
5/31

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
T		5/31			

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。



# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	←		15	131	500
① (前年からの繰越額) .....	←			300	000
② (本年の収入額 = <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">C</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">D</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">E</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">F</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span> ) .....	←		14	831	500
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....			15	063	533
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1) - (2) ) .....				67	967

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> .....			112	500	
員 数 .....				125	人

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	800,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	438,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,238,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあっせんによるもの ]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> (ア + イ)	1,238,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

<b>(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入</b>							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
立憲民主党本部		1	500	000	3. 1. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	000	000	3. 2. 18	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		3	000	000	3. 2. 19	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	500	000	3. 3. 26	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	000	000	3. 6. 21	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	500	000	3. 6. 22	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	000	000	3. 8. 3	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党千葉県総支部連合会			700	000	3. 2. 2	千葉県千葉市中央区中央4-3-5-4階	
立憲民主党千葉県総支部連合会			81	000	3. 2. 16	千葉県千葉市中央区中央4-3-5-4階	
立憲民主党千葉県総支部連合会			200	000	3. 6. 25	千葉県千葉市中央区中央4-3-5-4階	
こ の 頁 の 小 計			13	481	000		
合 計			13	481	000		

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
矢崎堅太郎			800,000	3.9.30	千葉県浦安市弁天2-17-7	会社役員	
この頁の小計			800,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			800,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

- 注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
明日へ、青翔の会			438,000	3.3.16	千葉県千葉市花見川区畑町599-17	生方幸夫	
この頁の小計			438,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			438,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考		
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
<b>1 経 常 経 費</b>												
(1)	人	件	費		2,	300,	000					
(2)	光	熱	水	費		119,	777					
(3)	備	品	・	消	耗	品	費					
(4)	事	務	所	費		3,	714,	665				
<b>小 計 ((1)~(4))</b>					8,	369,	335					
<b>2 政 治 活 動 費</b>												
(1)	組	織	活	動	費		22,	000				
(2)	選	挙	関	係	費		73,	700				
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			←		6,	587,	078				
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			} ※ア行から 工行の合計 を、(3)行に 記載すること								
	イ 宣伝事業費											
	ウ 政治資金パーティー開催事業費											
	エ その他の事業費											
(4)	調	査	研	究	費		11,	420				
(5)	寄	附	・	交	付	金						
(6)	そ	の	他	の	経	費						
<b>小 計 ((1)~(6))</b>					6,	694,	198				うち本部・支部間の交付金合計 円	
<b>合 計</b>				←	15,	063,	533	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		「コピー機により 複写した領収書 の写し」が必要	
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
電気料金			11,264		3.7.23	東京電力エナジーパートナー（株） 東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング
電気料金			21,909		3.8.18	東京電力エナジーパートナー（株） 東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング
電気料金			20,819		3.9.23	東京電力エナジーパートナー（株） 東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング
電気料金			16,432		3.10.21	東京電力エナジーパートナー（株） 東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング
電気料金			19,553		3.12.16	東京電力エナジーパートナー（株） 東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング
この頁の小計			89,977			
その他の支出			29,800			
合計			119,777			

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（リース料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.7.27	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.7.27	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.8.27	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.9.27	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.10.27	三菱HCキャピタル(株)	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.11.29	三菱HCキャピタル(株)	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング	
コピー・折り機・シュレッダー・パソコンリース料			48,400	3.12.27	三菱HCキャピタル(株)	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング	
この頁の小計			338,800				
その他の支出			0				
合計			338,800				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（保守料金・文具等）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあつては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	備考
	十億	百万	千円				
コピーカウンター保守料金			57,366	3.7.26	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
コピーカウンター保守料金			19,310	3.8.23	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
コピーカウンター保守料金			40,302	3.9.24	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
コピーカウンター保守料金			139,871	3.10.25	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
コピーカウンター保守料金			86,815	3.11.24	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
コピーカウンター保守料金			93,915	3.12.23	SMBCファイナンスサービス(株)	愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20	
文具等			42,652	3.6.30	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			50,427	3.7.30	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			49,746	3.8.31	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			53,767	3.9.30	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			24,659	3.10.29	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			13,502	3.11.30	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
文具等			52,800	3.12.30	(株)千葉測器	千葉県千葉市中央区都町2-19-3	
この頁の小計			725,132				
その他の支出			0				
合計			725,132				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
インク代			45,760	3.3.15	ヤチヨコシステム(株)	大阪市北区天満3-7-4 (大阪府)	
冷蔵庫・電子レンジ代			115,000	3.4.19	(株)エルク	千葉県浦安市入船4-1-21	
事務机等代			195,000	3.5.10	(株)トミザワ	東京都江戸川区東葛西6-47-16	
カーペット代			46,460	3.5.11	(株)オルサン	群馬県前橋市大渡町1-21-1	
自転車代			17,400	3.5.26	サイクルショップサンロード	千葉県市川市行徳駅前2-12-12	
印鑑代			39,435	3.6.3	及川ロックサービス	千葉県市川市行徳駅前1-21-18	
印鑑代			31,900	3.6.17	平安堂新浦安店	千葉県浦安市入船1-4-1イオン新浦安店3F	
事務所扉シール設置代			83,600	3.7.1	(有)アルファ企画工房	千葉県市川市妙典3-12-23	
パソコンレンタル代			47,850	3.7.13	(株)タマヤ	福井県越前市瓜生町4-12-3	
ポロシャツ代			55,539	3.7.20	(有)ビービーバーム	東京都足立区千住宮元町13-13千住MKビル	
掛時計代等			13,152	3.3.23	(株)アイリスプラザユニディカンパニー	千葉県松戸市牧の原2-38	
外付けハードディスク代			12,890	3.5.17	ヤマダ電機楽天市場店	群馬県高崎市栄町1-1	
応接セット代			48,680	3.5.21	LOOKITオフィス家具インテリア	東京都江戸川区南小岩3-17-4	
この頁の小計			752,666				
その他の支出			0				
合計			752,666				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
電話料金			24,156	3.5.7	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			12,069	3.5.31	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			12,288	3.6.19	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			12,427	3.7.23	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			12,809	3.8.22	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			15,694	3.9.23	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			13,295	3.10.20	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
電話料金			15,453	3.11.30	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-7-70品川シーズンテラス	
この頁の小計			118,191				
その他の支出			0				
合計			118,191				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
郵送料			49,914	3.7.1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			19,614	3.7.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			14,900	3.8.2	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			11,088	3.8.13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			39,586	3.8.19	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			10,950	3.9.4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			24,192	3.9.16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			64,764	3.9.16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			110,655	3.9.17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料			12,264	3.10.5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
葉書代			14,490	3.10.11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			372,417				
その他の支出			86,185				
合計			458,602				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
	十億	百万	千	円				
事務所家賃		1	195	600	3.2.26	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.4.19	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.5.20	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.6.30	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.7.30	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.8.31	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.9.30	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			203	500	3.11.01	マイホームズ(株)	千葉県船橋市丸山5-46-8	
事務所家賃			158	400	3.3.1	(株)さくらエステート	千葉縣市川市行徳駅前2-16-5	仲介手数料
この頁の小計			2,778	500				
その他の支出				0				
合計			2,778	500				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			13,000	3.6.30	(株) 藤興産	千葉県市川市行徳駅前1-14-1-505	1台分
駐車場代			26,000	3.7.30	(株) 藤興産	千葉県市川市行徳駅前1-14-1-505	2台分
駐車場代			26,000	3.8.31	(株) 藤興産	千葉県市川市行徳駅前1-14-1-505	2台分
駐車場代			26,000	3.9.30	(株) 藤興産	千葉県市川市行徳駅前1-14-1-505	2台分
駐車場代			26,000	3.11.1	(株) 藤興産	千葉県市川市行徳駅前1-14-1-505	2台分
駐車場代			43,655	3.5.24	(株) さくらエステート	千葉県市川市行徳駅前2-16-5	仲介手数料含
駐車場代			35,687	3.7.12	(株) さくらエステート	千葉県市川市行徳駅前2-16-5	仲介手数料含
この頁の小計			196,342				
その他の支出			84,000				
合計			280,342				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（手数料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査手数料	十億	百万	千 33,000 円	3. 3. 15	高本税理士事務所	千葉県市川市八幡2-11-13	
火災保険料			18,200	3. 3. 31	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
この頁の小計			51,200				
その他の支出			27,830				
合計			79,030				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	交際費	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
生花代	十億 百万 千 円 22,000	3.4.22	(株) あさの	東京都三鷹市井の頭2-8-2				
この頁の小計	22,000							
その他の支出	0							
合計	22,000							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		選挙対策費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
為書き	十億	百万	千	円	20,900	3.3.26	(株)弘報社	千葉県千葉市緑区古市場町474-268ちば印刷団地内	
為書き					52,800	3.7.20	(株)弘報社	千葉県千葉市緑区古市場町474-268ちば印刷団地内	
この頁の小計					73,700				
その他の支出					0				
合計					73,700				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		遊説費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
遊説車看板代	十億	百万	千	円	42,900	3.3.15	(株) ケーサイン	千葉県浦安市堀江5-2-1	
遊説車看板デザイン代					16,500	3.3.26	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
遊説音響設置代					21,600	3.9.27	(株) インターエステート	千葉県浦安市明海5-2-D-703	
この頁の小計					81,000				
その他の支出					0				
合計					81,000				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		<b>広報物作成・配布費</b>				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
ポスター印刷代	十億	百万	千	円	205,700	3.6.15	(株) 博文社	東京都千代田区神田小川町3-14-9	
ビラ印刷代					561,000	3.5.11	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
ビラ印刷・配布代					1,445,086	3.7.1	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
ビラ印刷・配布代					1,516,187	3.7.20	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
ビラ印刷代					814,000	3.7.30	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
ビラ印刷・配布代					1,964,105	3.10.11	(株) Its	千葉県浦安市入船4-9-4エル・ドラド201	
この頁の小計					6,506,078				
その他の支出					0				
合計					6,506,078				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その20)

**全団体必要**

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 31 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第5区総支部**

会計責任者の氏名 **赤松 孝一**



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 )

( 印 )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

**全団体必要**



## 政治資金監査報告書

令和4年5月27日

立憲民主党千葉県第5区総支部

代表 長浜 博行 殿

登録政治資金監査人

高本 和

登録番号 第 3931



研修修了年月日平成23年5月20日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第5区総支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第5区総支部の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は会計帳簿に基づいて記載されていたが振込明細書は存在しなかった。

### 3 業務制限

立憲民主党千葉県第5区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党千葉県第5区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上